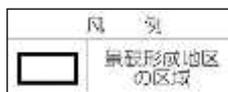


(30) 戸建・低層住宅地区(佐竹台5丁目(2))

ア.位 置・・・吹田市佐竹台5丁目地内

イ.区 域・・・下図のとおり



ウ.面 積・・・約 1.9h a

エ.経 過・・・令和3年11月30日指定、告示し、同日施行。

オ.基本目標・・・1.みどり豊かで落ち着いた住宅地景観をつくり、はぐくむ。

2.地域にとけこむ新しいまちなみをつくる。

3.活気や表情のある景観をはぐくむ。

4.北大阪を代表するみどり豊かで文化的な景観をまもり、はぐくむ。

カ.基本方針・・・1.ゆとりの空間を確保し、みどり豊かで潤いのある住宅地景観をつくり、はぐくむ。

2.地域の緑地・公園の緑豊かな景観をまもり、はぐくむ。

3.地域のみどり豊かで親しみやすい道路景観をはぐくむ。

4.地域のみどりに調和する洗練された施設景観をはぐくむ。

キ.基 準・・・別表1・別表2の景観誘導基準を満たした上で、以下の基準とする。

a.建築物

| | |
|-------------------|---|
| 1.全体計画 | (1) 周辺の景観と調和した意匠とする。 (2) 生垣や並木、屋根などの連続性に配慮する。 (3) 潤いのある空間の創出を図る。 (4) 敷地内に照明灯を設置する場合は、色温度や配置、配光などを工夫し、夜間景観に配慮する。 (5) 当該地区南側道路（竹の子通り）からの見え方について、地形や緑の特徴を踏まえ、十分に配慮した計画とする。 |
| 2.屋根の形態 意匠及び素材 | (1) 勾配屋根を基本とし、周辺の景観に配慮した形状とする。 (2) 周辺景観と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩とする。 (3) 質感、素材感のある素材とする。 (4) 光沢のない素材を使用する。 |

| | |
|---------------------------|---|
| <p>3.外壁の形態 意匠及び素材</p> | <p>(1) 周囲の建物と外壁線を乱さないものとする。 (2) 色彩は周辺景観と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩、配色とする。 (3) 道路に面する部分の意匠は、開口部を設ける、凹凸による陰影をつけるなど単調な壁面とならないものとする。 (4) 質感、素材感のある素材とする。</p> |
| <p>4.敷際</p> | <p>(1) 外壁後退部は開放的な空間となるよう工夫し、擁壁等を設ける場合には、擁壁前面にできる限り植栽空間を設ける。 (2) かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣とする。やむを得ずフェンス等を設ける場合は、透視可能な構造で、できる限り高さの低いものとする。高さの限度は転落防止目的等の場合を除き、1.2mまでとする。フェンス等の色は緑を活かす黒又は茶系を基本とする。 (3) 隣地境界にフェンスを設ける場合は、道路境界から 500mm以上控えて設置し、隣接地の緑とのつながりに配慮する。 (4) 積極的に緑化を行い、地表面の仕上げはできる限り自然素材を使用し、花や緑による演出をはかる。 (5) 駐車場は平面駐車とし、舗装仕上げ等は表情のあるものを使用する。</p> |
| <p>5.付帯施設等</p> | <p>(1) 設備類は植栽等により公共空間（道路等）から直接見えにくいよう配慮する。 (2) 太陽光パネルを設置する場合は、建築物と一体的なデザインとし、周辺の景観に配慮する。</p> |
| <p>6.植栽</p> | <p>(1) 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。 (2) 道路際へ積極的に植栽を行い、隣接地の緑とのつながりにも配慮する。 (3) シンボルツリーを配置する等、植栽にめりはりをつける。 (4) シンボルツリーを配置する場合は、可能な限り道路から見える位置に配置するよう努める。</p> |

b.工作物

| | |
|-------------|---|
| <p>1.擁壁</p> | <p>(1) 周辺の景観と調和するよう、仕上げ及び高さに対する工夫を行う。 (2) 道路際の擁壁は、植栽空間の確保や垂直緑化等により圧迫感を低減するよう配慮する。</p> |
|-------------|---|

c.開発行為

| | |
|---------------|--|
| <p>1.緑化</p> | <p>周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。</p> |
| <p>2.造成計画</p> | <p>地形の特性を活かし、周辺景観との調和に配慮した造成計画とする。</p> |

d.屋外広告物

- (1) 自家用のみとする。
- (2) 一敷地当たりの表示面積の合計は1㎡以下とする。
- (3) 上端の地盤面からの高さは3m以下とする。
- (4) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものはこの限りではない。